

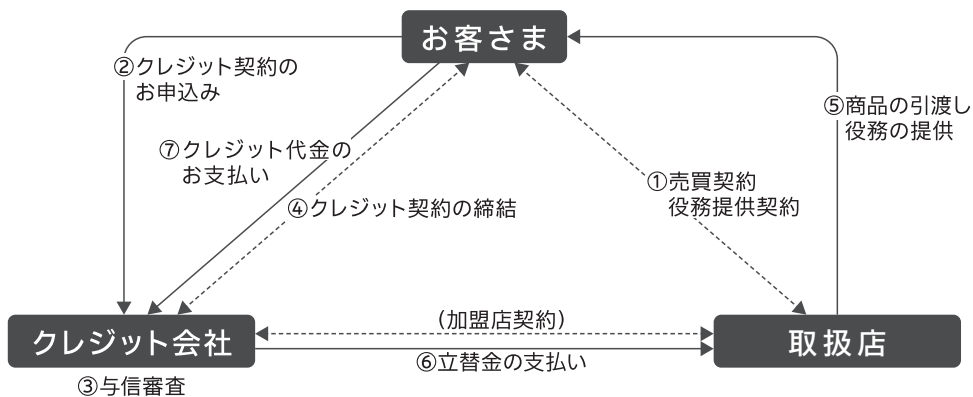
お客さまへ 本書面および「クレジット契約お申込みの内容」をよくお読みくださるようお願いいたします。

取扱店さまへ 本書面を必ずお客さまへお渡してください。

クレジットの仕組みについて

クレジット会社は、お客さまが取扱店から購入する商品の代金または提供を受ける役務の対価を、取扱店に対して一括して立替払いをします。お客さまは、その立替金に手数料を加えた額を後日分割して、または一括してクレジット会社へ支払います。クレジット契約は立替払契約となります。

クレジット契約は、クレジット会社がお客さまからクレジット契約のお申込みを受けて、お客さまについて与信審査をし、そのお申込みを承諾したときに成立します。



お申込みの内容のご確認と申込書面の保管のお願い

1. 「クレジット契約 お申込みの内容」の表面に記載する事項および裏面のクレジット契約約款をよくお読みいただき、それらをご承認のうえクレジット契約をお申込みください。
2. 「クレジット契約 お申込みの内容」の表面に記載する事項およびご記入にあたりご不明な点は取扱店にお問合せください。
3. 「クレジット契約 お申込みの内容」の各欄にご記入いただけない場合は、お申込みをお受けできない場合があります。
4. 弊社へクレジット契約をお申込みいただきましたら、「クレジット契約お申込みの内容」の書面は大切に保管してください。

勧誘方法等確認のお願い

弊社にクレジット契約をお申込みいただくにあたり、お客さまが不利益を被らないために、売買契約または役務提供契約に係る以下の内容について、自らご確認くださいようお願いいたします。また、本内容について、割賦販売法にもとづき弊社から確認させていただきますので、お手数ですがご協力をお願いいたします。なお、弊社からの確認時には、申込書をお手元にご用意願います。

1. お申込みいただく商品およびサービスは、申込書にすべて記載されていますか。申込書に記載されていない付帯サービスや取扱店との約束事項はありませんか。
2. お客さまが取扱店から購入されようとする商品の数量は、ご自身でお決めになったものですか。
3. 取扱店による、商品またはサービスの内容（性能、品質、効果、効能）の説明は、取扱店のカタログ、チラシ、パンフレット等に記載されている内容どおりでしたか。また、効果や効能について、その実現が不確実であるのに、あたかも確実であるような説明を取扱店から受けていませんか。
4. 「クーリングオフのお知らせ」をお読みいただけましたか。なお、「クレジット契約 お申込みの内容」の「お申込年月日」がクーリングオフの起算日となります。
5. 取扱店による次の行為は、法律で禁止されています。ご確認をお願いいたします。
 - (1) 勧誘時に嘘をつくこと
 - (2) お客さまに不利な事項をわざと知らないこと
 - (3) お客さまに契約のお申込みをさせるために、またはそのお申込みの撤回もしくは契約の解除を妨げるためにお客さまを威迫し困惑させること
 - (4) お客さまがその住居から退去するよう意思表示をしたにも拘らず退去しなかったこと、またはお客さまが勧誘を受けている場所から退去する旨の意思表示をしたにも拘らず退去させなかったこと
 - (5) 「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫し困惑させることなどによりお客さまがクーリングオフしようとすることを妨害すること
 - (6) 虚偽誇大説明をすること

【お問合せ先・ご相談窓口】

東京ガスリース株式会社（東京ガスグループ）
〒163-1064 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー12階
[担当部]業務管理部 電話03-5322-1130

*売買契約または役務提供契約および商品または役務に関するお問合せ、またはご相談は取扱店にお問い合わせください。

購入した商品または提供を受けた役務に問題があるときは

1. 取扱店との交渉

次の場合は、お客さまはまず取扱店にご連絡のうえ、取扱店と交渉して下さるようお願いいたします。

- (1) 取扱店が商品を引渡ししてくれない、または取扱店が役務を提供してくれない
- (2) 取扱店から引渡された商品に損傷、汚損、故障その他、種類、品質または数量に欠陥等がある
- (3) 取扱店から提供された役務の内容に問題がある
- (4) 取扱店から引渡しを受けた商品または提供を受けた役務の内容が、取扱店の見本、カタログ等と違う
- (5) 取扱店が商品の販売条件となっている役務を提供してくれない
- (6) その他契約内容に問題がある

2. 取扱店との間で問題が解決しない場合

取扱店に連絡が取れない場合、連絡が取れても上記「1.」の問題が解決しない場合、または取扱店が売買契約もしくは役務提供契約のクーリングオフもしくは取消しの申出に応じてくれない場合は、弊社までご連絡くださるようお願いいたします。

3. 支払停止の抗弁

お客さまは、取扱店との間で上記「1.」の問題が解決するまでは、弊社からのクレジット代金の請求に対し、その支払を停止することができます。ただし、契約約款第15条(支払停止の抗弁)第7項の各号に該当する場合は、支払の停止はできません。

クレジット代金の支払を停止しようとする場合は、その旨を弊社にお申出くださるようお願いいたします。

「支払停止の抗弁」に関するお申出の際には、「支払停止のお申出の内容に関する書面」にお申出の内容をご記入のうえ、弊社宛てにご提出くださるようご協力をお願いいたします。同書面用紙は弊社にご連絡いただければ送付いたします。

その他の消費者保護規定について

1. クレジット契約に係る意思表示の取消し

お客さまは、次の場合にはクレジット契約に係る意思表示を取消すことができます。

取扱店が「訪問販売、電話勧誘販売」取引に係るクレジット契約をお客さまに勧誘するにあたり、不実のことを告げたことによりお客さまが当該告げられた内容が事実であるとの誤認をして、または故意に事実を告げなかったために当該事実が存在しないとお客さまが誤認をして、クレジット契約のお申込みをし、またはクレジット契約のお申込みの承諾をした場合

2. ただし、次の場合には、クレジット契約に係る意思表示の取消しはできません。

- (1) 「適用除外について」1.(1)(5)～(10)のいずれかに該当する場合
- (2) 追認できる時から1年間取消しを行わない場合
- (3) クレジット契約を締結した時から5年を経過した場合

3. クレジット契約のお申込みの撤回またはクレジット契約の解除

お客さまは、「訪問販売、電話勧誘販売」でクレジット契約のお申込みをされ、そのお申込みが次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合、クレジット契約の締結の日から1年間は、クレジット契約のお申込みを撤回し、またはクレジット契約を解除することができます。

- (1) 取扱店の1回の販売が、日常生活で通常必要とされる分量、回数、期間を著しく超える商品等の契約(以下「過量販売」といいます。)となる場合
- (2) 過去のお客さまの購入等の累積から、取扱店の当該販売行為によって過量販売になる場合またはすでに過量販売であることを取扱店が知りながらさらに販売する場合

4. ただし、次の場合には、過量販売に係るクレジット契約の解除はできません。

- (1) お客さまに売買契約等の締結を必要とする特別の事情があった場合
- (2) 「適用除外について」1.(1)(5)～(10)のいずれかに該当する場合

5. ご注意

お客さまが、営業のためにまたは営業としてクレジット契約を締結するためにクレジット契約のお申込みをされた場合は、割賦販売法の消費者保護規定の適用はありません。

訪問販売、電話勧誘販売について

1. 以下のような場合でお申込みをされたときは訪問販売となります。

- (1) 住居や職場を訪問された場合
- (2) お店以外の場所における1日程度の展示会等でお申込みをされた場合
- (3) 路上・通路等または喫茶店等で呼び止められた場合
- (4) 本来の目的(役務の提供や商品の販売等)を告げられずに呼び出された場合
- (5) 「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で呼び出された場合

2. 以下のような場合でお申込みされたときは電話勧誘販売となります。

- (1) お店からの電話勧誘によりお客さまが郵便等(電話・ファクシミリ・電子メール等を含む)でお申込みされた場合
 - (2) 本来の目的(役務の提供や商品の販売等)を告げられずに誘引され電話をかけさせられた場合
 - (3) 「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で誘引され電話をかけさせられた場合
- ### 3. 上記1・2の場合でも、次の(1)～(3)の場合は訪問販売に、次の(4)(5)の場合は電話勧誘販売になりません。
- (1) お客さまの方から訪問するよう依頼した場合
 - (2) お客さまがお申込みをされたお店と過去1年以内に、店舗がある場合は1回、店舗がない場合は2回以上のお取引のある場合
 - (3) 職場管理者の書面による許可を受けた業者に職場でお申込みされた場合
 - (4) お客さまの方からお申込みの意思をもって電話をかけるよう依頼した場合
 - (5) お客さまがお申込みをされたお店と過去1年以内に、2回以上お取引のある場合

適用除外について

1. 次の場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんのでご注意ください。

- (1) 営業のためにもしくは営業としてお申込みされた場合
- (2) 自動車の販売またはリースを受けた場合
- (3) 葬儀サービスを受けた場合

(4) 下記商品を使用し、もしくはその全部または一部を消費したとき(取扱店がお客さまに使用させ、もしくはその全部または一部を消費させた場合はこの限りではありません)
はきもの、布地、不織布、壁紙、歯ブラシ、化粧品、健康食品、防虫剤、殺虫剤、防臭剤、毛髪用剤、コンドーム、生理用品、石けん(医薬品を除く)、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、配置医薬品

- (5) 取扱店がその従業員に対して行う取引の場合
- (6) 商品が不動産の場合
- (7) 金融商品取引法、旅行業法、宅地建物取引業法など特定商取引法以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品やサービスの取引の場合
- (8) 割賦販売法における指定権利または特定商取引法の特定権利でない場合
- (9) 翌月1回払いの場合
- (10) その他割賦販売法および特定商取引法の適用を受けない場合

2. 上記1.(1)～(8)および特定商取引法の適用を受けない取引の場合、売買契約等のクーリングオフはできませんのでご注意ください。

早期完済のご注意点

分割払手数料のお客さま負担のないクレジット契約の場合は、クレジット契約期間途中で早期完済されても分割払手数料の払戻しはありません。

クーリングオフについて

クレジット契約のクーリングオフのお知らせ

1. 訪問販売、電話勧誘販売でお申込みされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は書面によりクレジット契約のお申込みの撤回または解除（以下「クレジット契約のクーリングオフ」という）ができます。なお、取扱店またはクレジット会社が、クレジット契約のクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、または威迫され困惑してクレジット契約のクーリングオフをしなかったときは、改めてクレジット契約のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクレジット契約のクーリングオフができます。ただし、「適用除外について」1.の各号に該当する場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんのでご注意ください。
2. クレジット契約のクーリングオフは、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面をクレジット会社に発信したときに効力を生じます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、クレジット会社宛てに郵送してください（簡易書留扱いが確実です）。
3. クレジット契約のクーリングオフをしたときは、クレジット会社にクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を発信することをもって、同時に売買契約または役務提供契約のお申込みの撤回または解除（以下「売買契約等のクーリングオフ」という）もしたものとみなされます。ただし、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面において、売買契約等のクーリングオフをしない旨を記載している場合はこの限りではないものとします。
4. クレジット会社がクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を受領したときは、直ちに取扱店に対してその旨を通知するものとします。
5. クレジット契約のクーリングオフをした場合、クレジット会社に対し、損害賠償または違約金を支払う必要はありません。
6. クレジット契約のクーリングオフおよび売買契約等のクーリングオフをした場合
 - (1) 取扱店に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や権利の返還に要する費用は取扱店の負担となります。
 - (2) 訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受けまたは割賦販売法における指定権利もしくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や取扱店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
 - (3) 電話勧誘販売により役務の提供を受け、または割賦販売法における指定権利もしくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や取扱店に対し、その対価または権利の行使により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
 - (4) クレジット会社や取扱店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。
 - (5) 役務の提供に伴い土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を取扱店に請求できます。

<ハガキの記載例>

表面

(切手)	郵便はがき 163-1064	新宿区西新宿3-7-11 新宿パークタワー12階
(氏名)	契約者	東京ガスリース株式会社
(電話番号)	(住所)	

裏面

申込日	令和 年 月 日
取扱店名	
取扱店住所・電話番号	
商品名・役務名	

右記日付の申込みは撤回し、または、契約は解除します。

売買契約等のクーリングオフのお知らせ

1. 訪問販売、電話勧誘販売でお申込みされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に売買契約等のクーリングオフができます。ただし、「クレジット契約について」書面の「適用除外について」2.に該当する場合には、売買契約等のクーリングオフはできませんのでご注意ください。
2. 売買契約等のクーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑して売買契約等のクーリングオフをしなかったときは、改めて売買契約等のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは売買契約等のクーリングオフができます。
3. 売買契約等のクーリングオフをした場合
 - (1) 取扱店に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や権利の返還に要する費用は取扱店の負担となります。
 - (2) 訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受けまたは割賦販売法における指定権利もしくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や取扱店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
 - (3) 電話勧誘販売により役務の提供を受け、または割賦販売法における指定権利もしくは特定商取引法における特定権利の行使により施設を利用した場合でも、クレジット会社や取扱店に対し、その対価または権利の行使により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
 - (4) クレジット会社や取扱店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。
 - (5) 役務の提供に伴い土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を取扱店に請求できます。
4. 売買契約等のクーリングオフの効力は、下図書面を発信した時から生じます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、取扱店まで郵送してください（簡易書留扱いが確実です）。なお、東京ガスリース株式会社宛ても同様のハガキを郵送すればより確実です。下図のカッコ内はわかる範囲内でご記入ください。

<ハガキの記載例>

表面

(切手)	郵便はがき 000-0000	〇〇〇番地
(氏名)	契約者	〇〇〇販売株式会社
(電話番号)	(住所)	△△△部 行

裏面

申込日	令和 年 月 日
取扱店名	
取扱店住所・電話番号	
商品名・役務名	

右記日付の申込みは撤回し、または、契約は解除します。